

近代移行期における士族授産企業の設立と展開

～山口県の事例を中心として～

Foundation and development of the enterprises established
by the “*shizoku*” in the transitional period to the modern era
～ Mainly on examples of the Yamaguchi pref.～

畠 中 茂 朗*

HATAKENAKA Shigeo

(要旨)

本稿の目的は、明治初年から1880年代前半頃にかけての近代移行期において、士族によって設立・運営された士族授産企業が如何にして創業資金を調達し、どのような経営形態を構築したかを、個別の士族授産企業の事例から考察することにある。その際、当該期の地方において形成された企業組織の中でも、合本形式に着目して明らかにしていく。

明治政府の行った秩禄処分過程で、1871年頃より各地で士族授産事業を展開していくにあたって、その事業主体となる士族の団体（結社）が結成されていくようになった。その中でも西洋から移植された企業としての要素を持った結社を士族授産企業と称する。

本稿では、企業組織の中でも資本主義化を牽引していくことになる合本形式の士族授産企業が創成されていく過程を、明治政府高官との関わりが深かった山口県をフィールドにして考察した。わが国最初の合本形式の株式会社は政府の指導もあって設立された国立銀行であり、全国で設立された国立銀行が株式会社の雛形となったが、国立銀行以外の業種では株式会社の受容は試行錯誤を繰り返しながら進められていった。

山口県において合本形式に近い企業形態として初めて誕生した士族授産企業が、1875年に旧萩藩士族が設立した木綿聚社である。しかし、同社では株式は発行されず、有限責任制も備わっていなかった。山口県に株式会社が受容される過程で大きなインパクトを与えることになるのが、国立銀行の創設であった。国立銀行（第百三国立銀行、第百十国立銀行）の影響を受けて、山口県士族が設立する士族授産企業はより株式会社に近いものへと進化し、その事例として、殖鱗社やセメント製造会社（小野田セメント）等を取り上げた。

特に、小野田セメントは士族に交付された金禄公債証書を資本に転化し、有限責任制を具備した近代的企業として設立されたのであり、山口県においても士族によって経済発展を主導することになる合本形式の企業（株式会社）が、着実に受容されていったことを明らかにした。

はじめに

本稿の目的は、明治初年から1880年代前半頃にかけての近代移行期の地方において、士族によって設立・運営された士族授産企業が

如何にして創業資金を調達し、どのような経営形態を構築したかを、個別の士族授産企業の事例から考察するものである。その際、企業組織の中でも、合本形式に着目してこの課題に迫りたい¹⁾。

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程 (The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

明治政府の行った秩禄処分過程で、1871年頃より各地で士族授産事業が展開されていくことになったが、その事業主体として士族による団体（結社）がさかんに結成された²⁾。その中でも西洋から移植された「会社」制度の要素を持った結社を本稿では士族授産企業と称することにする。

士族授産事業についての先駆的研究に、吉川秀造の『士族授産の研究』（のち、『全訂改版 士族授産の研究』と改題）がある³⁾。同研究は、士族授産事業の全国的なサーベイには優れているが、士族授産「企業」に関する個別事例に立ちいった分析は行われていない。

一方、最近の士族授産に関する研究では、落合弘樹の「士族授産の政治史的考察」（『明治国家と士族』所収）が注目されるが、政治史的側面から政府の士族授産政策の経緯を考察したものであり、やはり士族授産の個別事例に関する検討はなされていない。また、桐原邦夫の「士族授産事業論序説～明治維新と士族の役割～」(『地域社会の歴史と構造』所収)は、士族授産事業の中でも主として茨城県士族が行った開墾事業に解明の力点が置かれ、矢部洋三の『安積開墾政策史』も士族授産事業の中で唯一官営事業として行われた福島県の安積開墾事業を取り上げるなど、就農事業を主とした研究が中心である。宮本利行・北原かな子・肥田野豊・北原晴男の共同研究である「青森県における士族授産と津軽藍産業への試み」（『弘前大学教育学部紀要』）は、青森県を事例として同県内で展開された士族授産事業の全体像の解明を目指した研究であるが、士族の藍産業に対する取り組みに主眼があり、やはり事業組織そのものに関する考察は行われていない。このように各地における士族授産の研究は着実な歩みを見せているが、士族授産事業を「企業」として捉える研究は乏しいのが現状である⁴⁾。

こうした研究状況の中で、福岡県内を事例とした岡本幸雄の『士族授産と経営～福岡における士族授産の経営史的研究』では、個別の士族授産企業が考察の対象とされており、本稿の分析視角に最も近い研究といえる⁵⁾。但し、岡本は、「筑陽社」等の個別の士族授産企業数社について、経営事情・組織と運営・事業展開等を分析しているが、それぞれの士族授産の事業主体が結社なのか「会社」組織なのかは明確にしておらず、経営史的手法では重要と思われる株主に関する検討も行われていないなど、残された課題も多い。

そこで本稿では、士族による「会社」制度の発展過程について、明治初年から1880年代前半の時期について時系列的に組織や運営の特徴を把握しながら、その資金調達の内り方や、株主の性格などを分析する事によって、より詳細な実態解明を行おうとするものである。

明治政府は、西洋から移植した「会社」制度に関する知識を広めるために、1871年に『会社弁』と『立会略則』の2冊を大蔵省から刊行し、各府県に配布したといわれている⁶⁾。士族は近世期の知識階級であり、こうした西洋の新知識についても十分に適応し理解しうる能力があったと考えられるから、士族の間に「会社」制度が受容されやすかったであろうことは想像に難くない。

さらに政府は、1876年に改正国立銀行条例及び改正国立銀行規程を發布して、国立銀行の創設を主として全国の士族層に促した。アメリカからほぼ完成した姿で移植された株式会社組織の国立銀行の創設を通じて、士族は株式会社の概念・知識を普及定着させるという意味でも一定の役割を果たすことになった⁷⁾。したがって、士族の設立した授産企業は、『会社弁』や『立会略則』の刊行や、1872年の国立銀行条例の發布を通じて、株式

会社の要素を取り入れる形で形成されたものと考えられる。しかし、実際には1880年代後半からの第一次企業勃興期を迎えるまでは、国立銀行以外の業種における株式会社制度の導入は、士族授産企業のみならず、農商設立の企業においても試行錯誤の下で行われたのが実情であり、その定着までにはなお時間を要した。日本の「会社」制度はこうした試行錯誤の中から確立していったのであり、成功例、失敗例を含めて、その形成過程を見ることは日本の「会社」制度の源流を見る上で重要な作業と考える。

以上の問題関心を踏まえた上で本稿では、長州藩閥の母体として政府との関係が深く、官辺の情報や優遇が受けやすかったと考えられる山口県を主要なフィールドにして、同県で設立された士族授産企業の動向から、地方における企業制度の受容過程を考察していく。

同県の士族授産企業の状況について、松方デフレの影響下の1885年に刊行された『明治十八年七月 山口県県治提要』⁸⁾には、「商工会社ノ数ハ総計八十四アリト雖モ、一般商況ノ不況ニ依リ漸次衰頽ニ赴キ、ソノ過半ハ休業ニ類スルモノアリ、然ルニ現今其資本確實ニテ営業上較観ヘキ者ハ、山口協同会社、厚狭郡西須恵村セメント製造会社、阿武郡萩覇城会社、岩国義濟堂是レナリ」とある⁹⁾。この中で「資本確實ニテ営業上較観ヘキ者」とされる4社中、セメント製造会社、覇城会社、義濟堂の3社が士族授産企業であり、山口県の「会社」制度の発展を主導していたのが士族であったことは明らかである。吉川の研究においても全国で設立された士族授産企業の中で、最も成功した事例としてセメント製造会社（小野田セメント）が取り上げられている¹⁰⁾。同県で士族授産企業が発展した背景には、史料に見える残り1社である協同会社の

ほか、士族就産所という組織が設立され、独自の士族層への融資制度が存在していた点も見逃せない。本稿では士族層への政府貸下金を含め、こうした県レベルでの金融支援システムをも視野に入れた分析も行うことで、山口県の地域的特徴についても解明してみたい。

近年の経済史や経営史研究では、中村尚史によって主導された「地方からの産業革命」という用語が象徴しているように、「地方」を鍵概念とした研究が存在意義を高めている¹¹⁾。中村は1900年代初頭以前を「地方の時代」とし、それ以後を「都市の時代」として把握する方法論をとり、経済の主体となる企業の設立についても、地方ならではの「顔の見える関係」の重要性を指摘している。また、「地方における企業勃興の展開過程は、見方をかえれば地域社会における会社組織という新しい制度の受容過程でもある」とし¹²⁾、地方における「会社」制度の受容や普及の過程を研究していくことの必要性を指摘している。しかし、中村の研究は企業勃興期以降を主として対象としているが、本稿が士族授産企業の解明を目指している1880年代半ば以前は、企業組織の受容に関する研究蓄積の薄い分野であるとともに、その後の企業勃興期を準備した胎動期と位置づけられる。地方において企業勃興に向けて何が準備され、何が欠けていたのかその状況の解明を行うことも重要であり、中村の研究でも十分に解明されていない、1880年代以前の「会社」制度に力点をおいて考察していくことを課題としたい。

本稿が士族授産企業に着目するのは、以上のことから窺えるように、わが国で最も早くに「会社」制度を理解したであろう士族によって設立・運営されたことによる。しかし、殆ど資本の蓄積がなかったと考えられる士族層が企業を設立するために、国立銀行制度で

は金禄公債証書の活用が知られているが、それ以外の企業では創業資金の調達にどのような方法がとられていたかについては、実は不明な点も多い。この点について本稿では、株主の存在に着目して考察していく。そして、同県における士族授産企業の創設過程から、過渡的な企業組織の性格を明らかにし、近代移行期の地方において如何にして「会社」制度の土台が構築されたかを解明していきたい。

1 明治政府の士族授産政策と地方における士族層への対応

①明治政府の士族授産政策¹³⁾

明治政府の行った士族授産政策は、1876年の秩禄処分を契機として、それ以前の前期段階（士族帰農商政策）と後期段階（金融支援策）の2段階で把握することができる。家禄奉還者に官有林や荒地を低価格で払い下げたり、数箇年分の禄を合計して下付し、士族の自助努力を促したりする士族帰農商政策が前期段階である。これに対して、秩禄処分によって士族に下付された金禄公債を活用した国立銀行設立や、公債の資本への転化を目的とした金融支援を柱とする積極的な士族授産政策が展開されていくのが後期段階である。

廃藩置県後の全国の士族への家禄と賞典禄の支払い総額は政府歳入の3割を占め、政府にとっても大きな財政的な負担となっていた。この支払いの全廃が秩禄処分であり、収入を失った士族に自活の道を求めた施策が後期段階の士族授産政策である。政府は秩禄処分の最終措置として、1876年に金禄公債証書発行条例を公布して、華士族に支給していた家禄と賞典禄を全廃し、これを公債証書に切り換えた。士族はこの公債から得られる利息で生活していくか、公債を売却或いは抵当にして資金を借り入れて新たな事業を始める

か、という選択を迫られたのである。このうち後者の形態が、公債の資本（資金）への転化であった。公債の資本への転化で重要な役割を果たしたのが、全国に設立された国立銀行である。士族は金禄公債を国立銀行に売却し、こうして得られた資金を国立銀行に出資して、国立銀行の株主となった。また、政府も公債を担保にした士族授産金の貸付を積極的に展開していった。

士族授産政策は内務省の所管事項として行われ（のち農商務省へ移管）、1876年に省内に授産局が設置された。授産局の主要業務は士族授産金の貸付にあった。大蔵卿大隈重信は、その原資をわが国初めての公債でまかなうとして、募集高1250万円の起業公債を発行した。その一部を起業基金として1879年から1882年まで士族へ貸付、同基金を補充する勸業委託金も合わせて貸付けられた。しかしこれではまだ不十分として、1882年から1889年の間に士族へ貸付けられたのが勸業資本金であり、士族への貸付条件は次第に緩和されていったといわれている¹⁴⁾。

表1は士族授産金として1879年から1885年の7年間に、政府から府県別に貸付けられた件数と金額を、金額の上位府県から掲出したものである。この表からも窺えるように山口県は貸付金の額では全国で上位（第7位）に位置している。こうした貸付金額の決定に当たっては、政府に提出された士族授産結社等の設立計画等を基にして算定されたものと推察されるので、この金額は山口県士族の起業の動きが旺盛であったことを示している（詳しい貸付状況については、表4を参照）。なお、前述したように政府授産金の貸付に際しては、士族に交付された金禄公債証書等の諸公債が担保として用いられた。

こうした政府授産金の借り受けは多くの場合、各藩の旧藩士が連名で借り受けて結社(企

表1 府県別士族授産金貸付件数と貸付金額

府県名	貸付件数	貸付金額 (円)	府県名	貸付件数	貸付金額 (円)
鹿児島	12	345,654	新潟	7	53,000
広島	7	265,700	三重	2	50,000
福島	5	242,311	茨城	5	39,500
滋賀	2	160,000	岐阜	3	35,859
福岡	11	158,245	和歌山	1	28,720
石川	13	154,664	京都	6	22,700
山口	5	131,334	福井	4	22,000
熊本	13	130,200	栃木	2	21,629
長崎	12	128,425	千葉	3	21,000
兵庫	4	118,577	愛知	1	20,000
山形	6	111,576	宮崎	2	20,000
岡山	9	97,290	群馬	12	19,434
高知	3	95,000	埼玉	4	19,000
東京	2	93,300	富山	2	11,909
島根	3	86,087	徳島	1	10,000
秋田	4	82,532	佐賀	13	9,300
青森	6	78,000	大阪	1	6,500
静岡	10	71,000	岩手	3	5,900
愛媛	29	65,506	堺	1	3,000
大分	7	62,692			
宮城	2	59,236			
長野	4	54,000	合計	242	3,210,780

注：①貸付金額は起業基金・勸業委託金・勸業資本金の合計額で、金額の上位府県から掲出した。

②貸付件数および貸付金額は1879年から1885年までの7カ年分である。

③佐賀県と長崎県の県境が確定するのは1883年であるなど、明治前半期の府・県域はかなり流動的な部分がある。

④北海道（開拓使）関係は除いて集計した。

出所：『全訂改版 士族授産の研究』553～570頁より作成。

業や組合など）を組織し、養蚕・製糸・開墾・製茶・牧畜・紡績・竹細工・造船・竹細工・紡績・セメント製造・マッチ製造といった事業活動が全国で展開されることになったのである。

②山口県における勸業局の設立と士族就産所 (a) 明治維新後の山口県士族の動向と勸業局の設立

明治政府がこうした士族授産政策を展開していく一方で、山口県でも士族授産に関わる独自の機関の設立が模索されていった。

廃藩置県によって設置された山口県は、江

戸時代初期より毛利家によって統治された長州藩領をそのまま踏襲しているが、明治初年には萩藩（のちに山口藩）、岩国藩、徳山藩（山口藩に合併）、清末藩、長府藩の諸藩が分立していた。このため山口県の士族授産事業は、実際にはこれらの旧藩ごとに違った形で行われていくことになるが、まずは、全県的な取組から検討していく。

明治初年（1873年当時）の山口県の総人口は約83万人で、この中で族籍別の割合は士族が約7万2千人、平民が約75万人であった¹⁵⁾。したがって県の総人口の約1割を士族が占めていたことになり、これら士族には明治政府

から家禄や賞典禄が支給されていた。

こうした家禄や賞典禄が支給されていたとはいえ、身分制の解体にともなって常職を失った県人口の1割を占める士族への授産は、初期の県政にとって大きな課題であった。

廃藩置県の断行された1871年に山口県では早くも県庁内に、士族のための授産掛と農商民のための勸業掛を設置した。県政が次第に軌道に乗ってきた1873年7月にはこの両掛を廃止し、改めて勸業局が設置された。長州藩には藩政期からの備荒貯穀や修補米銀（共済的積立金穀）が廃藩当時、米5万石、現金50万円あり、同局はこれを原資としていた。しかし、翌74年には勸業局が廃止されたうえで、士族のための授産局と農商民のための協同会社に分割され、資本も授産局に25万円、協同会社には25万円と米5万石が割り当てられた。なお、山口県においてはじめて「会社」の呼称を用いて設立されたのが協同会社である。会社という名称が付いているが、設立の経緯から見ても株式会社形態の企業とは異なる。しかし、近代移行期の企業的な組織形態であり、山口県下に「会社」の名称やその意義を広めていったことでは重要な意味を持つ機関であったといえよう¹⁶⁾。

(b) 授産局（のち就産所）の創設

授産局は県庁の一部局として1874年11月に設立された。士族のための機関であることから士族授産局と称されることもある¹⁷⁾。その目的については井上馨が起草したといわれている授産局章程に「貳拾五万円ノ資本金ヲ以テ一般士族ノ産業ヲ与ヘント欲スレハ、金額不足セルハ勿論ナリ、故ニ此授産ハ凡テ一般士族ノ産業附授スルノ意ニアラス、従来耕地ヲ所持シ、或ハ且々活計アル人等救助スルコト決シテ相成ラス、只困窮無活計ノ人ノミヲ相救助スルノ主意ナリ」とあり¹⁸⁾、士族の救

済を第一の目標としていた。また、資金の運用については、「貳拾五万円金額ヲ、三分一ハ銀行、又三分一ハ有名ノ慥ナル商人エ預ケ、又三分一ハ商人慥ナル者エ依頼シ、些少ノ手数料ヲ与ヘ米穀等入質ニシテ貸付金等ヲナサシメ、利足ヲ年末毎エ受取ルヘシ」とある¹⁹⁾。このうちの銀行とは山口県域ではまだ設立されておらず、第一国立銀行等の既存の国立銀行のことを指していると思われる。「慥ナル商人」については、例えば井上と親しい三井のことなのか、あるいは県内在住の商人をことなのかは判然としないが、商人に貸付けて利子を得ようとしたものであろう。また、残る三分の一については、商人などへ委託して貸付を行わせることで資金の運用を図った。そして、これらの運用益が困窮士族の救済や授産事業への貸付および士族の子弟への教育にも充てられたのである。

授産局は1876年5月に就産所（士族就産所）と改称し、これまでの県の一部局から離れて士族が自治的に運営する機関へと移行した。同年8月には金禄公債証書発行条例が制定されたため、金禄公債をどのように活用していくかが士族の生計維持にとって重要な課題となった。そこで、翌9月に就産所の呼びかけで就産会議が開催された。この中で就産所が諮問した国立銀行の創設について、士族の代表者が討議し、原案の通り国立銀行を設立する旨の回答が得られた²⁰⁾。

明治政府は1876年8月に金禄公債証書発行条例と前後して改正国立銀行条例を公布しており、山口県士族による銀行設立は、この改正国立銀行条例によるものである。就産所ではこののち国立銀行を設立するため、就産所の頭取でもあった一門右田毛利家当主・毛利藤内や旧萩藩士で山口県大書記官の木梨信一等が中心となって準備に取りかかっていた

(詳しくは後述)。

就産所においては、禄米や金禄公債証書などを担保として士族への資金の貸付を行い、士族授産に一定の貢献をなした。しかし、原資の運用をめぐる士族間でしばしば紛糾が生じたため、1884年には井上馨を総裁に迎えて組織の再編をはかった。井上は就産所の原資を政府公債や有価証券等に投資して確実に運用し、これらの利子の範囲内で困窮士族の救済を行おうとした。しかし、こうした井上の堅実な運営や中央統制的な方法などに次第に士族間で批判が強まり、1889年に井上が就産所の総裁を辞職するとともに就産所も解散されることになった。解散時の就産所の資産は井上の堅実な運営もあって32万円に増加していたが、この資産の一部を子弟の教育資金にあてたうえで、残金は県下の士族に分配された。士族一戸あたりの受取額は平均で25円であったといわれている²¹⁾。

このように授産局(就産所)は国立銀行の母体となる一方で、困窮士族への貸付や授産事業への融資といった山口県士族への金融支援面において、一定の役割を果たした。こうした士族支援機関は、他県ではあまり見られない山口県独自のものであり、同県の活発な士族授産事業を支える要因の一つであった。

2 士族授産企業の萌芽としての木綿聚社の設立と展開

1875年11月に山口県内の士族によって木綿聚社が創設された。同社は江戸時代の城下町であった萩の困窮化した士族の救済を目的として、旧萩藩士族によって発起された、おそらく県内初の士族授産企業といえる。

同社の設立趣意書では、「今や大ニ工業ヲ起シ、其弊ヲ救フヨリ策ノ他ニ求ムベキナシ、是ニ於テ先ヅ木綿産業会社ヲ開カント欲ス、

勸業誘導ノ旨趣ヲ遵奉シ、各自一己ノ為ニ計ラズ、広く人民ト利益ヲ共ニシ、公平切実利害ヲ考へ、同志協力得失ヲ計リ、其則ヲ嚴ニシ、其業ヲ勸メバ竟ニ成ラザルノ理ナシ、此事一たび挙ラバ、諸ノ工業從テ興ルベシ、夫レ各信義ヲ失ワザルコト終始一ノ如ク、眼前ノ少利ニ眩セズ、他日ノ鴻益ヲ開キ、永ク人民ト富榮ヲ同フセンコトヲ互ニ期望ス」とある²²⁾。この中の「木綿産業会社」という言葉からも窺えるように、単なる士族による組合的な結社ではなく、西洋風の「会社」を意識して設立されている。

木綿聚社の事業は、木綿糸を買い入れて、これを困窮した士族の婦女子に賃織りさせ、仕上がった綿布を同社が引き取って販売するという、在来的形態の織物業であった。

同社は旧萩藩士族21名(「同盟規則」では20名)が共同出資して設立した企業であり(表2)、定款に相当する「木綿聚社同盟規則」は全部で15箇条から構成されている。この規則からは不十分ながらも企業のエッセンスが読み取れ、規則を案出した士族達のこれまでのわが国にはなかった事業に取り組もうとする、進取の精神が窺える内容である。以下では「会社」制度の面から、その主要な条文を掲出する²³⁾。

木綿聚社同盟規則

- 第一条 社名ヲ木綿聚社ト名号スベシ
 第二条 授産局ヨリ借下グルトコロノ元金四千円ノ資本金ハ、永年木綿生産ノ元金タルコト勿論ナリ、若シ名々米四石宛ノ質入ヲ以テ借下ゲシタモノナレバ、金式百円宛ハ自己ノ物ト心得、抜取ルコトヲ許サズ、十四年満期迄ハ木綿仕繰金ヲ除ク外ハ、タシカナル人ニ預ケ置キ、出納ヲ依頼

表2 木綿聚社の出資者

氏名	出資金額 (円)	備考
林三介代理良輔	200	三介、百十銀行 (12株)
長屋藤一	200	家禄139石。百十銀行 (12株)
粟屋孫二	200	百十銀行 (15株)
内藤彦助代理左平	200	左平は殖鱗社社長で、セメント会社 (2株)
松岡齋	200	家禄117石
高洲素輔	200	
中原佑	200	百十銀行 (12株)
玉井鼎	200	百十銀行 (15株)
八木勝彝代理平七	200	家禄40石
山根恕	200	百十銀行 (9株)
福井信政	200	百十銀行 (8株)
湯浅真吾	200	家禄128石。セメント会社 (3株)
神代彦助	200	
児玉資信代理平馬	200	家禄167石。資信、百十銀行 (12株)
平賀万介代理春祐	200	万介、百十銀行 (12株)
井上貞亮代理弥七	200	家禄250石
田中稔彦	200	
篠田武蔵	200	
井上李輔	200	家禄150石
三浦芳介	200	
中村新一代理一介	200	新一、百十銀行 (15株)
合計	4,200	

注：①出資金の合計額が本文 (4,000円) より多くなるが、史料のままとした。

②備考の百十銀行は、第百十国立銀行の所有株数を、セメント会社は小野田セメントの所有株数である。

出所：『萩乃百年』178頁、『萩藩給禄帳』、藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』（小野田セメント株式会社の前身）設立頃の株主、「国立銀行一件控」等より作成。

	スベシ、又預ル人モ人民保護ノ		リ渡スベキナリ
	元金タルコトヲ忘却セズ、格別	第八条	年々利益金ノ内ヲ以テ上納金ヲ
	ニ厚ク注意シテ取計ンコトヲ希		払ヒ、其余ノ十分ノ一ヲ以テ当
	望ス		社ノ修補金トナシ、残り九分ノ
第五条	仕繰金ハ会計役員ヲ設ケ置キ、		内ヲ以テ社費ヲ払ヒ、其余ヲ分
	詳細ニ帳簿ヘ記載シ、社長・副		配致スベシ
	長ノ間、日々検査調印シ、一ヶ	第十条	万一利益金少ク、社費ヲ差引足
	月毎ニ勘定仕詰ヲ為スベシ、		ラザルトキハ、社中ヨリ利金ヲ
	一ヶ年ノ清算、毎二月普ク之ヲ		以テ償ヒ置キ、後年利益ヲ以テ
	社員ニ示スベシ		消却スベシ
第七条	給禄質入ノ発起人、式拾名ヲ定	第十一条	社則ニ準ジ商務勉強スルトイエ
	限トス、若シ事故アリテ社ヲ退		ドモ、自然損失ヲ生ズルトキハ
	除スル者アルトキハ、会社ノ合		会社負債ナリ、万一不正ノ所置
	議ニテ然ルベキ人ヲ撰挙シ、譲		ヲナシ、損失ニ至ルトキハ、其

者ヨリ償フベキハ勿論ナリ

第十二条 毎月十日・二十日会議定日トシテ午前九時揃、弁当用意スベシ、定日ノ外臨時急務アルトキハ、社長ノ見ヲ以テ何時ニテモ会議ヲ設クベキナリ

第十四条 毎年二月会議ノ節、社中入札ヲ行ヒ役員撰任スベシ

明治八年十一月十五日

まず、同社の元金（資本金）は4,000円の確定資本金制をとっていた。資本金の調達にあたっては、発起人各自が禄米4石を担保にして前述した山口県の士族授産局より200円を借り受け、これを会社に拠出して資本金に充当した（200円×20名＝4,000円）。企業体としての存続期間も14年満期と定めてあり、その永続性が確認できる。会社機関については、同社を代表する社長のもと副長といった選挙で選出される役員がおり、経営組織上の機能分担が行われていた。

そして、月に2回の会議と年1回の会議（株主総会に相当）が開かれることになっていた。第8条では利益金の分配が明記され、第11条では損失金の取扱いが規定されている。しかし、同社では株券は発行されていないため、明確な有限責任は存在していない。

このように同社は、近代移行期における合本組織の原型をなす企業形態の士族授産企業として位置付けられる。同社は設立から数年間は企業活動を行った模様であるが、『山口県第二回統計表』（山口県文書館所蔵、1883年度分）にはその名称が見あたらないため、この間に解散（または倒産）したものと考えられる。

しかしながら木綿聚社は、県下の士族によって設立された士族授産企業の鼻祖となったものである。設立は協同会社の約1年後で、

改正国立銀行条例が出される前年のことである。企業組織の要素としては、確定資本金制と永続性（14年間という一定期間の持続性）さらには会社機関の存在（社長・副長等が業務を担い、会議の開催を明記）を確認できるが、まだ株式会社といえる内実は備えていなかったといえる。しかし、同社の形態は江戸時代までの商家の構造とは明らかに異なっており、近代的企業の萌芽的要素を帯びていたといえよう。

3 山口県における国立銀行の創設

1872年の国立銀行条例によって設立された第一国立銀行等の4行の国立銀行を前期国立銀行と呼ぶのに対し、山口県には1876年の改正国立銀行条例に基づく後期国立銀行として、第百三国立銀行と第百十国立銀行の2行が設立された²⁴。前期国立銀行では正貨兌換制度の樹立が目指されたが、規定が厳しかったために4行の設立にとどまった。そこで引換準備を正貨から政府紙幣に変更して国立銀行券の発行を認めたのが改正国立銀行条例である。同条例では、士族に下付された金禄公債証書を資本金として出資することが認められたこともあり、全国で153行の国立銀行が設立された。

国立銀行は、アメリカの国法銀行をモデルにして明治政府が制度設計した上記の条例に依拠して創設されたものである。必然的に、当時のアメリカの株式会社組織を反映した会社として成立しており、好むと好まざるに関わらず株式会社の要件を具備するものであった。

したがって、山口県に設立された第百三国立銀行と第百十国立銀行の2行は、同県内において最も初期の段階で設立された株式会社組織の金融企業であったと位置付けられる。

創立の経緯については「国立銀行一件控」が残されている²⁵⁾。この史料はおそらく明治政府（大蔵省）に提出された第百三国立銀行と第百十国立銀行の創立関係の書類（創立証書、株主名〔持株・住所・族籍・氏名を記載〕、定款、誓詞〔頭取・取締役〕等を記載）の控えとして作成されたものであり、山口県の国立銀行の設立過程を知ることができる貴重な史料である。以下では同史料を用いつつ、地方の国立銀行における「会社」制度の確立過程を検討していきたい。

山口県の国立銀行はともに金禄公債証書を基にして設立されたいわゆる禄券銀行である。山口県は旧長州藩領を踏襲して設置されていたが、長州藩は実際には萩藩を本藩とし、支藩として、岩国藩、徳山藩、清末藩、長府藩が置かれ、全部で5藩から成っていた。このため国立銀行の設立は、それぞれの旧藩ごとに検討された。このうち、萩・岩国・徳山の3藩の士族は1876年頃より設立に向けた準備に取りかかった模様である。

この中で山口県では初めてとなる第百三国立銀行が、旧岩国藩士によって設立された。岩国藩は現在の岩国市域を領有した、表高3万石の毛利一門の吉川氏を藩主とした支藩であった²⁶⁾。同藩の士族層が士族授産事業の一環として取り組んだのが第百三国立銀行であり、同行の創立証書によれば資本金5万円（のちに8万円に増資）の金融企業であった。紙

幣発行高は4万円、株主総数は88名で、1名を除いて旧岩国藩士族が出資していた。1878年10月23日に大蔵卿大隈重信より設立免許を受け、同年12月2日に開業した。発起人の筆頭で初代頭取を務めた桂重華は、旧岩国藩の大組に属する家禄195石の上級武士であった²⁷⁾。

一方、第百十国立銀行は、毛利宗家にあたる旧萩藩（廃藩時は山口藩）および旧徳山藩（廃藩時は、山口藩に合併）の士族が中心となって設立された。やはり士族授産を目的とした国立銀行である²⁸⁾。同行は1878年5月に資本金100万円で設立計画を立てたが、大蔵卿より資本金額があまりに巨額であったために計画の再考を求められた。そこで資本金を60万円に減額した計画案を大蔵省に再提出して設立の内諾を得た。同年9月に第百三国立銀行とほぼ同様な形式の創立証書を旧萩藩士族の毛利藤内、佐々木男也、中川澄三、大玉保重、草刈一甫の5名を発起人として作成し、11月25日に大蔵卿より設立免許を受け、翌1879年3月10日に山口町に本店を置いて開業した。計画案の再考を求められたことで、第百三国立銀行より設立が若干遅れることになったが、創立時の資本金は再計画案通りの60万円、紙幣発行高は46万4000円であった。それでも同行の資本金額は、全国で153行設立された国立銀行の中では、第十五国立銀行（1782万円）、第一国立銀行（250万円、のちに小野組の破産で150万円に減資）、第四十四

表3 第百十国立銀行の株主分布状況

所有株数（株）	人数（人）	人数比率（％）	持株（株）	持株比率（％）	株金額累計（円）
236～60	7	0.45	696	5.80	34,800
58～26	7	0.45	250	2.10	12,500
25～16	27	1.75	496	4.15	24,900
15～11	393	25.50	5,085	42.40	254,250
10～6	394	25.50	2,937	24.50	146,850
5～1	716	46.40	2,534	21.10	126,700
	1,544		12,000		600,000

出所：「国立銀行一件控」より作成。

国立銀行（70万円）に次いで全国で第4位の資本金額を有しており、当時としては大銀行と呼べる規模であった²⁹⁾。

表3は、第百十国立銀行の設立当時の株主分布状況をあらわしたものである。株主総数は1544名で、「国立銀行一件控」によると、株主の全員が山口県内在住の士族であり、そのほとんどが旧萩藩士と旧徳山藩士で、廃藩時に山口藩と呼ばれた藩の士族であった。資本金の払込の大部分は士族に交付された金禄公債証書が当てられて60万円の約85%を占め、残りは金禄公債証書以前に発行された秩禄公債証書と現金（政府紙幣）であった。山口県内での金禄公債証書の受給者は1万5,385人、証書の支給額面高は約652万円であるから³⁰⁾、交付額のおよそ1割が同行に集積されたことになる。同行は60万円という巨額の資本金の調達と、旧山口藩士に下付された金禄公債証書の保管機関としての役割を果たすために、5株以下の零細株主が半数近くを占めていた。

同行の株式は1株50円で、12,000株が発行されたが、この株式（株券）については定款の第6条で売買は自由とされた。永続性については、創立証書の第4条で20年と規定され、一定期間の永続性を有していた。会社機関については、定款第29条で頭取や取締役等の役員（職員）について規定され、頭取以下の役職者は全員山口県士族で、初代頭取には毛利一門の毛利藤内が就任した。株主総会についても第13条以下で、「総会ノ事」に関する規定が設けられている。有限責任制については、同行の定款では規定されていないが、改正国立銀行条例の第29条等に有限責任制に関する規定がある。したがって、同行の定款に規定が無くとも、すべての国立銀行にはこの有限責任に関する条規が適用されていたと見なすべきである。

このように同行は創設された時点で、前述した政府の制度設計に依拠し、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由の等額株式制、④確資本金制と永続性、の4点をすべて備えた完成された株式会社であり、後続の士族授産企業にも少なからぬ影響を及ぼすことになる。

4 政府資金の貸付による士族授産企業の創設とその特徴

明治政府からの授産金の貸付は、前述したように政府士族授産政策の後期段階における柱となる政策である。政府が募集した起業公債によって得た起業基金の一部が士族授産のために貸付けられた。しかし、これだけでは十分な授産資金とはならず、追加として勸業委託金と勸業資本金の計3種類が政府からの授産金として貸付られることになった。こうした授産金の貸付のうち山口県分をまとめたものが表4の政府授産金貸付状況である。以下では、この表に名前のある「覇城会社」、「豊浦士族就産義社」と、勸業資本金の貸付を受けていた「殖鱗社」の3社について検討していくが、考察は創設年順に行った。

この3社は、後述するように1890年代にはともに解散（または倒産）している士族授産企業である。しかし、改正国立銀行条例および改正国立銀行成規の公布後に設立された企業として、木綿聚社に比べて企業組織としても進化した内実を備えており、「会社」制度の構築過程を検証するに当たっては、貴重な過渡的位置にあるといえる。なお、表4に社名のある「セメント製造会社」については、次節で詳述する。

①覇城会社

旧萩藩士族の佃基清によって1880年に設立

表4 山口県下における政府授産金の貸付状況

借受者	結社名称	事業内容	貸付金(円)	貸付年月	返済方法	年利子	抵当	貸付資金
佃基清ら土族7名	覇城会社	物品海上輸送	30,000	1880.5	5ヶ年据置、15ヶ年賦	4分	公債	起業基金
笠井順八ら土族39名	セメント製造会社	セメント製造	25,000	1880.8	同上	同上	公債	同上
県下襦袢土族180名	該当名称なし	開墾・養蚕等	15,000	1880.9	同上	無	無	同上
旧豊浦藩土族2570名	豊浦土族就産義社	開墾・雑工業	7,500	1883.11	5ヶ年据置、7ヶ年賦	無	公債	勸業委託金
山口県(困窮土族の為)	該当名称なし	養蚕等	53,834	1884.5	5ヶ年据置、7ヶ年賦	無	無	勸業資本金

注：山口県が借受けた政府の勸業資本金の中から、さらに殖鱗社などの結社が貸付を受けていたものと推察される。

出所：『全訂改版 土族授産の研究』561頁、『明治社会政策史』127・258頁、『世外井上公伝』第3巻、570頁、『山口県史 史料編 近代 1』558頁等より作成。

表5 政府授産金の貸付を受けた土族授産企業の概況 (1889年末現在)

名称	所在地	営業種別	創業(年)	資本金(円)	株主(人)	職工(人)
覇城会社	阿武郡萩町	海運	1880	30,000	不明	不明
セメント製造会社	厚狭郡須恵村	セメント製造	1881	57,150	130	105
豊浦土族就産義社	豊浦郡長府村	竹器、其他製造	1884	5,775	77	55

出所：『山口県第三回統計書』(山口県文書館所蔵)より作成。

された土族授産企業である。覇城会社については『山口県第二回統計表』(山口県文書館所蔵、1883年度分)を初めとして、明治前半期の幾つかの統計書でその社名を確認することができる。表5は『山口県第三回統計書』(山口県文書館所蔵、1889年度分)より覇城会社、セメント製造会社、豊浦土族就産義社の3社を抽出したものであるが、覇城会社は萩を所在地として海運業を営む資本金3万円の会社としてこの頃までは存続していたことが分かる。同社の設立の経緯について、『世外井上公伝』は次のように記述している³¹⁾。

下関は西海に於ける関門として諸船舶の出入夥しく、運漕上枢要の位地を占めてゐる。この下関を本拠として、国内東西の物品を運送し、その物産を貿易しようと志したのが佃等の海運業であつて、先づ二艘の帆船を製造して之に従事し、漸次事業を拡張して自営力食の途を計らうとしたのである。その資金として有志土族所有の公債金約三万円を集め、之を抵当として十三年三月に三万五千円の借用を政府に願出た。政府はその請願を容れ、

起業公債金の中より三万円を貸与することにした。そこでこの三万円を資本とし、又就産所よりの補助を得て、愈々海運業が開かれることになつたのである。

これによれば、会社の所在地は萩としているが実際の拠点は下関に置いて、海運業を目的として会社が設立されていた。そして、金禄公債証書を抵当とすることで政府の起業基金の貸与を受け、これを資金(資本金)に充てた。

設立後の同社の経営は順調に進展し、1884年に佃は工部省へ出願して、同省が所管していた洋式帆船千草丸を借受けて事業の拡大を計っている。さらに、授産金として貸付を受けた起業基金の返済についても、5年間の据置期間経過後も経営基盤が確立していないという理由で返済の延期を申し立て、政府は返済を5年間延期し、6年目からは無利子15年賦償還を認めた。また、先に貸出していた千草丸も300円という破格の値段で払い下げている³²⁾。

こうした工部省等の政府の便宜について『世外井上公伝』は「この事業については、

公（井上馨・筆者注）はさして立入つた世話はしなかつたようであるが、この事業たる蓋し就産所援助の一事業であつたのである」と述べている³³。しかし、井上馨は明治政府の工部卿をはじめとして就産所の総裁も務めており、覇城会社へはその就産所からも補助を出していたとの記述から見ても、ある程度の便宜が図られたと見てよいであろう。また、政府所有の洋式帆船の破格値での払い下げなども、井上馨だけにとどまらない、中央政府と山口県土族との繋がりが窺える。

この覇城会社について、1880年代の半ばに阿武見島郡役所の行った調査では「蒸気船ヲ所有シテ運漕ヲ業トシ、開設以来日尚浅シ、未タ航海ノ収利ヲ聞カサレトモ、目今欠クヘカラサル営業ユエ后来利益アラン」とあり³⁴、この時点では同社の業種に対する今後への期待が述べられている。さらに、『山口県第二回勸業年報』には、1884年12月の調査として同社について、「所在地・長門国阿武郡萩土原村、定期航路ノ延長・肥前長崎ヨリ支那上海マテ三百里、常時航路ノ延長・肥前長崎ヨリ横浜マテ或ハ横浜ヨリ箱館マテ七百里、西洋形風帆船・艘数・三、噸数・七七六、船長以下乗組人員・四八」との記載があり³⁵、手広く海運業を営んでいた様子が窺える。しかし、1889年度の山口県の統計書までは覇城会社の名前が見えるものの、『山口県第七回勸業年報』（山口県文書館所蔵、1890年度分）からはその名称が見えなくなる。

覇城会社は山口県内への政府からの土族授産金の貸付額が後述するセメント製造会社よりも多く、事業内容からしても当時において最も期待された土族授産企業であったと考えられる。設立後の滑り出しも順調だったように見えるが、同社については会社の内部資料（定款や株主名簿）等を全く見いだすことができず、統計書の記載事項も表5から窺え

るように株主や従業員数などが不詳のため、どのような企業形態で運営されていたのかをはじめとして、その内実や消長について不明な点が多い。しかしながら、洋式帆船や蒸気船を用いていたということからみても、近代的海運会社であったと考えてよいであろう。

②殖鱗社

殖鱗社は、覇城会社と同じ1880年に山口県萩において、鮭・鱒の養殖を目的に設立された土族授産企業である。同社を設立する契機となったのは、1878年に内務省勸農局版として発刊された『養魚法一覽』（金田帰逸著・溝口耕一画・穴山篤太郎出版）を旧萩藩士族達が一読したことによる³⁶。同書に感化された萩在住の土族で、山根怨、内藤左平、糸賀外衛、林良輔、小幡高政等の発起で創立されたのが同社である。養魚法創業主意では、「今や欧米各国ニ行ハル養魚ノ方法実ニ天ノ化育ヲ助ケテ水産鱗族ヲ殖スル妙工ト云フヘシ、稍ヤ我国ニ伝播シテ己ニ一ニ率先スルノ地方アリト聞ク、萩ノ如キハ幸ニ適宜ノ大川アリ豈之レヲ棄擲スヘケンヤ、乃チ養魚法施設センコトヲ官ニ請求ス、官モ亦認可シテ教師ヲ派遣シ其術ニ着手ス」とあり、欧米の養魚法を我が国に導入するが、その際には教師が内務省勸業局から派遣されてその指導にあたるということであった。養魚法創業主意の「欧米各国ニ行ハル養魚ノ方法」との文言からも窺えるように、養魚という業種自体は在来的なものといえようが、洋式技術を導入した新産業の一種であった。

また、殖鱗社の創設にむけた文書の中には「株主ノ心得」という一項目があり、その中で「土地ノ潤沢人民ノ幸慶ヲ第一トスル者ラ語合、結社シテ規則確定スヘシ」と会社設立の意義を強調している。資本金額は3,000円（これは予定額で、創立時の資本金は3,260円

であった)ではあるが、株式会社組織の企業であることを意識して設立されている。同社は上記の5名を中心に設立準備がすすめられ、以下のような申合仮規則(定款)が作成された。

申合仮規則

- 第一条 一 諫社ハ鮭鱒卵ヲ孵化シ養育ノ上川流ニ放チ、繁殖成長ノ後捕獲スルヲ以テ業トス但、捕漁ノ方法又盗漁ノ取締リ方ハ其節ノ協議ニ付ス
- 第二条 一 設立スル社ハ殖鱒社ト号スヘシ
- 第三条 一 資本金額三千円トシ一株金貳拾円トシテ百五拾株トス但、一名ニシテ幾株ヲ有スルハ妨ケナシト雖トモ、一株ヲ分割シテ有スルヲ許サス
- 第四条 一 結約入社スル上ハ猥リニ退社スルヲ許サス
- 第五条 一 株主ハ其株券ヲ他エ売買譲渡ノ自由ヲ得ルト雖トモ、社長ノ承認ヲ受ケ元帳ノ書改ヲ請フヘシ、其手續ヲ為サル者ハ無効ノモノトス
- 第六条 一 総勘定ハ毎年仕詰ヲ以テ報告表ヲ作り株主中ニ報告スヘシ
- 第七条 一 総益金ノ内ヲ以テ社費俸給等ヲ引キ残金十分ノ一ヨリ少ナカラサル積立金ヲ引除キ此残額ヲ純益金トス、又此内ヨリ十分ノ二ヲ取テ役員ノ賞与金ニ当テ残金ヲ全株主エ配布スヘシ但、若シ益金之レ無ク自然

損失ニ至ル節ハ、株主一統ノ損トナスヘシ

- 第八条 一 社長一名、取締役兼検査掛一名、支配人一名ヲ置キ本社諸般事務ヲ取扱フコトトス但、事繁忙ニ涉リ人手ヲ要スル時ハ相当ノ日給ヲ以テ株主ノ内ヲ以テ雇使スヘシ
- 第九条 一 金融ノ都合ニヨリテハ社長其他役員協議ヲ以テ社ノ所有物ヲ抵当トシ、一時借金スルコトアルヘシ

右九ヶ条ノ通り申合セ仮規則相設タルト雖トモ都合ニヨリ添削スルコトアルヘシ

明治十三年十二月

この申合仮規則から殖鱒社の企業体について見れば、確定資本金に基づく株式会社組織の企業で、株式は1株20円で150株が発行され、その売買譲渡は一定の制約はあるものの自由であった。設立時の株主は表6に掲出している。これはまだ予定額の段階ではあるが、株式は筆頭株主でも10株しか所有しておらず、低額を広く募集したようだ。出資予定者には第百十国立銀行の第2代頭取となり、萩の士族層に夏蜜柑の栽培を唱導した小幡高政、セメント製造会社(小野田セメント)創業者笠井順八、覇城会社を設立した佃基清等が名を連ねている。営業年限も後述の史料から10年間と定めており、企業体としての永続性も確認できる。

業務内容は鮭や鱒の卵を孵化させ放流して育成させるという養魚業であるが、これは内務省が参考書を発行してまで国内で育成しようとしていた洋式漁法の一つであり、これに新たなビジネスチャンスを求めて山口県士族が果敢にチャレンジしていった点は評価すべきである。殖鱒社が創設された前後の内務卿

表6 殖鱗社株主一覧 (1881年5月現在)

氏名	株数	備考	氏名	株数	備考
乃美 宣	10		河口春三	1	
杉 民治	5	吉田松陰の兄	藤村義次	1	
内藤左平	5	社長、(木綿聚社)	湯浅真吾	1	(木綿聚社)
林 良輔	3	(木綿聚社)	口羽良介	1	阿武見島郡長
神代貞介	3		桂 秋一	1	
佃 基清	3	覇城会社創業者	内藤 刷	1	
山根 恕	3	萩町長、(木綿聚社)	山県吉之助	1	
小幡高政	2	第一百国立銀行頭取	末永嘉忠	1	
糸賀外衛	2	取締役	吉田右一	1	山口県庁幹部
河野次郎	2		正木基介	1	
井上李輔	2	(木綿聚社)	田中稔彦	1	(木綿聚社)
篠田武政	2		土井之喜	1	
中村一介	2	支配人、(木綿聚社)	井上 昌	1	第一百国立銀行取締役
河内庸平	2		岡本 実	1	
平賀万介	2		村田文庵	1	
栗屋孫二	2	(木綿聚社)	豊田治平	1	萩町会議員
玉井 鼎	2	(木綿聚社)	笠井順八	1	小野田セメント創業者
三浦芳介	2	(木綿聚社)	児玉久利	1	
長屋藤一	2	(木綿聚社)	田中 実	1	
高洲素輔	2	(木綿聚社)	祖武宗助	1	
児玉平馬	2	(木綿聚社)	合計	80	株主数 41名

注：①この表は、1881年の5月のものであり、その後、株式の増額があり、創立時の同社の資本金額は3,260円である。

②備考には同社での役職と、その他の役職等で、判明しているものを記した。また、(木綿聚社)は同社の出資者である。

出所：『殖鱗社創立仮規則』（「品川弥次郎関係文書」国立国会図書館所蔵）、『萩乃百年』178頁、『萩市史』第2巻、『萩藩給禄帳』、『山口銀行史』等より作成。

は伊藤博文や山田顕義が務めており、さらに同社が設立された1880年には品川弥二郎が内務省の勸農局長に就任している³⁷⁾。『養魚法一覽』の紹介や内務省からの教師の派遣というのも、こうした山口県出身の政府高官との人脈が活用されたと推察される。

会社機関については、社長・取締役（検査役兼務）・支配人という業務執行者の存在を確認することができる。これら役員には、株主から社長・内藤左平、取締役・糸賀外衛、支配人・中村一介がそれぞれ就任して会社の運営にあたり、営業報告を行うために年1回の株主総会も開かれていたようである。しかしながら、第7条の「若シ益金之レ無ク自然損失ニ至ル節ハ、株主一統ノ損トナスヘシ」

との文言からみても、株主の有限責任制は確立されていない。

同社の企業活動は、本社を阿武郡萩の土原村に置き、1882年から阿武川の下流に位置する太鼓湾で鮭と鱒の孵化養殖事業を開始した。資金としては資本金の他に、明治政府より山口県が借り受けた勸業資本金の中から300円の貸付を受けて事業資金にあて、孵化した稚魚を阿武川上流の川上村付近や、大津郡の三隅川で放流した。1883年には北海道から鮭卵の導入をはかって業容を拡大し、大津郡に分社も置かれた。数年後には同社の放流した鮭・鱒の稚魚が30万尾に及んだことから、行政当局も阿武川流域に一定期間の禁漁区を設定して同社の事業に対して側面からの支援

を行った³⁸⁾。

しかし、なかなか思うような利益を計上することができず、同社の首脳陣は10年間の営業満期を迎える1891年に解散を決意した。この間に同社の社長を務めた内藤左平は、解散に当たり次のような所感を述べている³⁹⁾。

先ニ有志諸君ト謀リ、殖鱗社ヲ創立シ、養魚ノ業ヲ開クニ当リ、株主諸君、生力不肖ヲ以テ切ニ社長ノ重任ヲ担ハシム、生乏才浅識、素ヨリ其責ニ任ヘザルヲ知ルト雖モ、委嘱ノ厚キ復タ辞スルト言ナク、聊驚力ヲ尽シ、一意業務ノ旺盛ヲ謀リ、地方経済ノ一端ヲ助ケント欲シタリ、然レトモ其事業タルヤ難ク、十年ノ久シキ一毫ノ純益ヲ分賦スル能ハズ、且期限己ニ迫ルヲ以テ養魚ノ業ヲ廃シ、漁業ヲ地方ノ人民ニ任セテ専ラ社費ヲ減ジ、延滞ノ金利ヲ請求シ、漸次金員ノ増減ヲ見ルニ至レリ、今ヤ満期ニ際シ毎株利金十四円ヲ附シ、元利計三十四円ヲ以テ株券ト交換スルコトニ決セリ、株主諸君、幸ニ之ヲ了セラレヨ

俗に「士族の商法」とも揶揄される慣れない新事業に挑戦し、社長職を務めることになった内藤の心の内を吐露する内容である。士族授産の一方で、萩の「地方経済ノ一端ヲ助ケント欲シタ」ことも同社の設立目的の一つであった。しかし、満期を迎える10年間で株主に対して利益金の配当を行うことができなかったため、これ以上の会社の存続を断念し、会社に余力のあるうちに資本金の運用で得た利益（20円の株金に対して、14円の利益）を株主に分配して会社を解散することにしたのである。

なお、明治政府から借り入れた勸業資本金については、同社の解散で返済がどうなった

のかは不明であるが、おそらく免除されたものと推察される。

殖鱗社は、県下に国立銀行が創設された後に、後述するセメント製造会社に前後して設立された。同社は株式を発行することで資本を調達した株式会社組織の士族授産企業であった。同社の申合仮規則（定款）から確定資本金制、株式の譲渡自由性、会社機関の存在（社長等の役職者、株主総会の開催）が確認できるなど、木綿聚社に比べてかなり進化した企業形態を有していた。しかし一方で、株式会社の決定的指標とされる有限責任制は確立されていなかった。こうした企業体の形成は、県下に設立された国立銀行の中でも、同じ旧萩藩の士族等によって設立された第一百国立銀行の影響を受けていたものと推察される。同社では、理解の難しい有限責任制は採用されないなどの側面もあったが⁴⁰⁾、合本組織の形成に向けては木綿聚社に比べてより進歩的な状態にあったといえよう。

③豊浦士族就産義社

同社はその名が示しているように旧長府藩（1869年に豊浦藩と改称）の士族授産を目指した結社として1884年に設立された。表4に掲げたように事業内容としては開墾と雑工業を行うことになっていた。このうち雑工業では、竹細工・筆・紙などを製造する授産所や養蚕伝習所などの諸施設が設けられていた⁴¹⁾。これらはいずれも江戸時代から続いてきた在来的産業の枠を越えないものであったが、困窮した士族の就業を目的とするものであった点に特徴がある。

同社については、長府藩の正史である『毛利家乗』にも若干の記述が見えるが⁴²⁾、その設立に深く関わった旧長府藩士豊永長吉の履歴である「四士履歴」（下関市立長府図書館所蔵）には⁴³⁾、「明治十七年二月十七日、士

族就産義社ヲ設立シ其社長ニ撰任セラル」として次のように書かれている。

維新以来士族ノ家産日ニ凋弊スルヲ憂ヒ
曩ニ興殖舎ヲ置キ、又豊永組ヲ設ケ終始
其困弊ヲ未然ニ保護セントス旧藩主及県
令モ亦屢懇囑スル所アリ、則チ中村勝三、
河村光三等ト謀リ此社ヲ設ケ農工業ノ道
ヲ開キ無職ナル士族ヲシテ適当ノ業ヲ就
カシメンコトヲ企画ス

同社は興殖舎（内容不明）や国立銀行に代わる公債保全機関として生まれた豊永組（銀行類似会社）に続いて、旧長府藩士のために設立された3番目の士族授産機関である。旧長府藩の失業士族の手に職を付けさせるための実業的な結社として政府から勸業委託金7,500円を借り受けて設立された。『山口県第三回統計書』によれば、同社は資本金5,775円、株主77名とされていることから（表5）、株式会社組織の企業であったが、同社に関する定款や営業報告書等の内部史料が見いだせないために、詳しい運営方法については不明である。

創業後の同社について『地方巡察使復命書』⁴⁹には「総代豊永長吉外三人、藁紙製造ニ従事スル者男女五十人製造高一ケ年凡二千四百締、竹器ニ従事スル者凡二百五十人一ケ年製造高凡代価九千円、機織ニ従事スルモノ女子百五十人一ケ年製造高凡九千反、雑品ニ従事スル者凡百人一ケ年製造代価凡三千六百円ナリト云」と書かれている。この中の従事者数は内職者を含んでいたと思われるが、この数値から見て旧長府藩士の雇用には一定の役割を果たしていたことが窺われる。しかし、「四士履歴」には「明治二十三年一月故アリ士族就産業（義）社ヲ廃シ、其社長ヲ辞ス」とあり、設立から数年で同社は解散（または倒産）している。解散に至った経緯については不明である。

5 持続的成長を遂げた士族授産企業～セメント製造会社～

旧長州藩士笠井順八によってセメントの製造と販売を目的として設立された、後には一般に小野田セメント（現在の太平洋セメント）の名称で知られることになる士族授産企業である。創設後も持続的成長を遂げ、全国に設立された士族授産企業の中で、最も成功したといわれている同社については、これまでも藤津清治等によって多くの研究が蓄積されている。その中でも、藤津の『セメント製造会社』と株式会社」という研究では、公債の資本への転化の過程を詳述しており、本稿でも大いに参考にした⁴⁵。しかし、同論文は小野田セメントという企業単体のみを対象としており、山口県内に設立された他の士族授産企業との比較や、創業資金の調達過程に関する分析については手薄であるため、本稿ではこうした点を追求しながら同社の企業組織について再検討を行ってみたい。

まず、同社の創設にあたって笠井等の発起人は、創業資金を6万1,600円と見込み、これを県下の士族に下付された7分利付金禄公債証書で8万8,000円分を公募し、これを担保として明治政府の授産金の貸付で調達する計画であった。そこで創業者の笠井順八と発起人39名が連署のうえ、「就産金拝借願」を1880年5月に山口県を通して所管の内務省に提出した。同年8月に内務卿松方正義より表4の条件にて貸下げることが達示され、6万1,600円が2万5,000円に減額されたが、同年10月に笠井他の発起人に交付された。減額の理由としては、何よりもこれまでの日本になかった新産業部門に対する将来性への懸念もあったと推察される。なお、7分利付金禄公債証書額面100円の東京での市価がこのころ約70円であったことから、創業資金6万1,600円に対し

て8万8,000円分を公募したようである。政府授産金が減額されたために、笠井等は当面必要な経費を5万7,150円と算定して、資金の調達をはかることにした。原則として7分利付金禄公債証書額面50円を1株（50円）とし、必要経費に見合う1,143株を募集することにした。公債の募集は1880年10月にはほぼ終了していた模様である。公募された公債のうち約9割は7分利付金禄公債証書であったが、約1割は6分利付金禄公債証書と1割利付金禄公債証書等であった。政府貸付金の担保もこの中から主として7分利付金禄公債証書が県庁を通して提出された。

笠井等は不足分の借入先としては山口県の士族就産所や協同会社を念頭に置いていたようである。その際、借入れの担保としては政府授産金と同様に公債があてられ、金禄公債証書の資本転化を図った。

しかし、その出資の方法は、国立銀行とは大きく異なっていた。国立銀行では金禄公債を銀行に売却し、公債の所有権も銀行側に移転した。しかし、セメント製造会社では、「本社ノ株券ハ公債証書ノ預リ券ニシテ、株主各位ノ所有物ヲ借入タルモ、銀行其他ノ会社ノ如ク其社ノ所有ト変換シタルニ非サルヲ以テ、勘定上ニ組込難ク現金貸借ノミヲ記載セリ」⁴⁶⁾との文言から窺えるように、会社側は金禄公債を担保として政府・士族就産所・協

同会社等に差し出し、こうした機関等から得られた資金を運用するだけでその所有権は出資者である士族側に残した。こうした出資方法について笠井自身も「只今ヨリ見レバ妙知機無類ノ変体ナレドモ、同族同志ノ家禄ニ換テ下付アリシ公債故」と⁴⁷⁾、所有権を出資者である士族に残さざるを得なかった旨を回顧している。

同社の創立時の株主は137名であったといわれているが⁴⁸⁾、個人の持株数や株主の金禄公債の受給額が把握できる1884年1月の状況をまとめたものが表7である。この表は金禄公債の受給額を目安として作成したもので、高額の出給者を家禄の上位者と仮定して800円以上、800円未満から500円以上、500円未満から300円以上、300円未満とに分類している。この基準で見えていくと、同社へはほぼどの階層からも出資者が出ている。株主として名を連ねているものの中では、6分利付金禄公債証書1,290円を受領し、代々萩藩の重職を務めてきた口羽良介が最も金禄公債が上位に位置する上士身分だったが、彼は5株を出資する株主にすぎなかった⁴⁹⁾。これに対して創業者の笠井は80株を所有する同社の筆頭株主となっているが、下級藩士であった笠井の金禄公債の受給額は435円であったことから考えて、おそらく親戚縁者などから公債を掻き集めて自身の受け取った公債額の約10倍に

表7 セメント製造会社の金禄公債証書受給別株主分布状況 (1884年1月現在)

金禄公債受領額 (円)	人数 (人)	人数比率 (%)	持株数 (株)	持株比率 (%)	株金累計額 (円)
1,000以上	27	18.5	203	17.8	10,150
1,000未満～800以上	22	15.1	172	15.0	8,600
800未満～500以上	30	20.5	237	20.7	11,850
500未満～300以上	34	23.3	285	24.9	14,250
300未満～	10	6.8	47	4.1	2,350
不明等	23	15.7	199	17.4	9,950
合計	146		1,143		57,150

注：平民1名（20株所有）は不明等に加えた。

出所：藤津前掲「士族就産会社としての『セメント製造会社』（小野田セメントの前身）設立頃の株主」より作成。

相当する出資金額を調達したのであろう。階層別でも笠井の属する500円未満から300円以上までの、下級の士族層が人数と持株数で最も多く、出資者層の中核となっている。

また、同社の株主は80株を所有する筆頭株主の笠井に次ぐのが21株の保有株主であり、笠井の他に特定の大株主が見あたらないのが創業当初の特徴となっている。株主の全員が山口県に居住し、株主の中で株主の族籍の判明する9割以上が士族であり、その全てが旧萩藩士であった。そして、10株以下の株主が125名で全体の約86%を占め、持株比率でも10株以下が約67%と、同社の株式は旧萩藩士から低額を広く調達していたといえよう⁵⁰⁾。

表8は創業初期の1883年から翌84年1月までの資金の借入先を示したものである。政府拝借金の2万5,000円に加えて、山口県の就産所からはその金額とほぼ同額の2万4,500円を借入れている。これに続くのが協同会社からの1万7,436円である。協同会社からの借入は史料面での制約もあり1883年の後半期の一部を掲出しているのみで、この他にも創業初期にはかなりの借入を行っていたものと推察される。第百十国立銀行からはこの時点で直接的な取引は確認できず、個人を通しての間接的な融資となっている。また、山口県からも勸業課を通じて6,800円の融資を受けている。このように士族授産企業である同社に対して、この頃の山口県にあった金融機関の多くが融資を行っており、こうした借入には全

て旧萩藩士から調達した公債が担保として用いられ資本転化が図られた。

次に同社の原始定款に相当する「セメント製造会社規則」から⁵¹⁾、創業期の同社の企業形態について検討していく。まず、第1条には「第一節 社名ヲセメント製造会社ト称スヘシ 第二節 会社ヲ山口県下長門国厚狭郡西須恵村小野田新開作地三十一ノ割ニ設置シ、該品ヲ製造販売スルヲ営業トス 但シ、営業ノ都合ニ依リ東京大坂長崎等ノ要地ヲ選ビ売捌所ヲ設ケ猶事業盛大ニ随ヒ、海外ヘ支店ヲ設クルコトモアルヘシ 第三節 此ノ会社ハ同族同志ノ株主ヨリ成立セル物」とあり、創設に関わった発起人は同社について、士族を中心とした株主等によって厚狭郡西須恵村小野田に設立された株式会社であることを認識していた。また、第1条の第5節では「此ノ会社ノ年ハ明治十三年七月（中略）ヨリ同三十二六月政府拝借金完納マテ、則チ二百四拾箇月トス」との記載からもその永続性が確認できる。

資本金額については、第2条第1節で「当会社ノ資本ハ金禄公債証書七朱（分・筆者注）利付ノ額面八万八千円トス 但、営業ノ都合アリテ差向処ハ五万七千五百拾円ヲ募集スルモノトス」とあり、同社は前述したように当面の必要経費とされた5万7,150円を確定資本金とする企業であった。株券については第2条第4節で「株券ハ則チ公債証書預リ券ニシテ社長取締等ノ名印ヲ署シ一株毎ニ一葉ヲ付

表8 セメント製造会社借入金 (1883年6月～1884年1月)

借入先	金額(円)	備考
政府拝借金	25,000	士族授産金として明治政府から借用
士族就産所	24,500	1883年以前より借入があるものと思われる
協同会社	17,436	1883年6月から同年8月までの2ヶ月間の借入金額
第百十国立銀行	3,700	同社取締の矢野清介の個人名義で、同行から融資を受ける
山口県勸業課	6,800	1884年以降は、学務課や会計課などからも借入を行っている

出所：「セメント製造会社第壹回報告」（太平洋セメント小野田工場所蔵）、『小野田セメント百年史』31～37頁、拙稿「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」等より作成。

与スヘシ 但、此ノ株券売買譲渡ヲ成ント欲スル者ハ先ツ金禄公債証書名前換ノ儀県庁エ対スル成規ノ願書并株券譲換ノ確証ト成ルヘキ書面ヲ添テ本社ニ向テ請求スル者トス」と、金禄公債証書等の売買とリンクする形ではあったが株券の売買譲渡も認め、株券は前述したように1株50円とされた。

日常の業務運営については第4条で「会社ノ役員ヲ設ル左ノ如シ」の規定があり、社長1名、取締役2名、技長1名を重役とし、その他に、出納方、技手兼場内監督、公債掛、手代の諸係りがあった。こうした社長の他に取締役という重役的経営陣を置く点に、改正国立銀行条例等の影響を見ることが出来る。また、同社の諸係りの中でも製造企業における公債掛の設置は同社の資本金調達の特異性を物語るユニークな分掌といえ、規則の第4条第1節でその役割を「社長ノ指揮ヲ受ケ資本公債証書株券等ニ関スル一切ノ事務ヲ整理シ、公債利子ヲ株主ニ分賦スルヲ本務トシ、出納方ヲ兼掌スルコトアルヘシ」と規定されていた。こうした会社機関で、その重要な意思決定の場となるのが株主総会であるが、会社規則には総会に関する規定は盛り込まれていない。しかし、1881年3月には社則を討議するために株主の集会を開くなど、不定期ながら株主総会に類似した集会は開催していたようである。

こうした諸規定の中で、笠井等が取り分け気を遣ったと考えられるのが前述した株金の調達方法と、株主を募集する際の条件となる有限責任制である。第8条第1節に「此ノ会社ハ同志ノ者連合シテ創立セルモノナレハ株主ハ均一ノ権利ヲ有シ、株高二応シ利益損害ヲ負担スヘシ」と規定され、株主の出資高に応じて損害額を負担しなければならない旨が明記されている。この規定は、改正国立銀行条例第29条の後半部分の「総テ其所持株高相当ノ権利ヲ有シ、其銀行営業ニ付テノ損益ハ株

高二応シテ之ヲ負担スヘシ」との文言を参照して作成されたものようである。

この他にも有限責任に関連して、第8条第2節で「営業上自然ノ蹉跌船車ノ危機等ニ依リテ損失シタル時ハ、抵当トシテ差入タル公債証書ヲ以テ償却セサルヲ得ス、是則チ株主中ノ責任タル所以ナリ」とあることから、株主の責任はセメント製造会社に提供した公債証書の範囲内であることが明記されている。これも改正国立銀行条例第101条の「其銀行ニ損失又ハ其他ノ事故アリテ其銀行鎖店分散スルコトアルトモ、其株主等ハ其創立証書ニ於テ掲載シタル株式金額ノミヲ損失スルノ外、其鎖店分散ニ付テ別ニ賦当出金ヲ受クルノ責メ勿カルヘシ」との文言を参考にしてしていると推察される。

このような同社の規則を作成するうえで最も参考にしたと考えられるのが、改正国立銀行条例と改正国立銀行成規である。また、笠井等のセメント製造会社の発起人が公債の募集で知恵を絞ったのは、おそらくセメントという未知の業種への出資を募る際に、仮にセメント製造が成功しなかった場合でも、出資者の責任が同社に提供した金禄公債証書のみ限定される有限責任制の規定であった。これによって同社への出資者を募りやすくなったのは間違いない⁵²⁾。会社規則の配列も改正国立銀行成規を参照した痕跡が見受けられるなど、改正国立銀行条例等の影響は大きかった。

製造企業であるセメント製造会社と金融企業である国立銀行とは、企業としての成り立ちは大きく異なるものの、企業として共有できるものは大いに参考にしてセメント製造会社の骨格が形成されていったのである。

これらのことから創業期のセメント製造会社は、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由の等額株式制、④確定資本

金制と永続性（一定期間の持続性）、の株式会社としての4点の要件はほぼ備えていたといえよう。しかし、出資が現金ではなく金禄公債証書という特殊な方法を取り、会社機関では株主総会が明記されていないなどの点から見て、創設当初の同社の企業組織は、未だ過渡的な株式会社の性格にとどまっていたことが窺える。

なお、同社の創設過程で注目すべきは、中央政府の工部省との密接な連携である。当時の日本には工部省が管轄する深川の官営セメント工場が唯一のセメント製造施設であった。そのセメント工場を管掌する工部省管轄頭であった平岡通義は旧長州藩士であり、笠井は彼からセメント製造の助言を得た。また、工部卿等を歴任した井上馨の助力で、笠井等が深川の官営セメント工場での研修を受けられるように便宜を図ってもらった他、工場の建設にむけたアドバイスも受けていた。セメント製造会社の操業前後には工部卿の佐々木高行が視察に訪れ、官費によって官営セメント工場の大技長でセメント製造の第一人者である宇都宮三郎が技術指導のために同社へ派遣されて、笠井等はセメント製造に関する実地指導も受けている⁵³⁾。こうした地方の一士族授産企業に対する政府からの手厚い支援は、長州閥の存在無くしては考えられないことであり、山口県の士族授産企業が政府との連携という点で有利であったことを端的に示している。

おわりに

本稿では、明治初年から1880年代半ば頃までの近代移行期にあって、士族によって設立・運営された士族授産企業の動向から、企業組織の形成過程を、山口県を事例にして検討してきた。

まず、山口県において士族が出資した資金をもとにした士族授産企業の嚆矢となったのが1875年に設立された木綿聚社である。同社では、これまでの山口県になかった企業組織の萌芽的な形態が見られるが、それから5年後の1880年に設立された殖鱗社は、資本金3,260円で小規模とはいえ、株式の発行によって資金を調達する合本形式の企業として誕生している。また、金禄公債証書を利用して資本に転化するという資金調達方法が採用された。企業組織の面で両社の間にこうした変化が起こった背景として考えられるのが、改正国立銀行条例（及び改正国立銀行成規）の制定である。

山口県では改正国立銀行条例に基づく国立銀行として第百三国立銀行と第百十国立銀行の2行が設立された。このうちの第百十国立銀行は、旧山口藩士族1544名の金禄公債証書を資本金へと転化して創設された、資本金60万円の大規模な国立銀行である。会社機関等の経営管理体制も具備した同行は、山口県では初めてとなる株式会社の要件を満たした近代的企業であった。

殖鱗社の企業組織はこの第百十国立銀行の影響を受けて形成されたものと考えられるが、有限責任制は導入されなかった。これに対して殖鱗社とほぼ同時期に設立されたセメント製造会社は、有限責任制を取り入れていた。ほぼ同時期に設立された2つの士族授産企業でのこうした違いは資本金の額によるものと考えられる。セメント製造会社が5万円を超す資本金を調達するためには、株主に出资额以上に責任を負わせない有限責任制を採用した方が、株式を調達する過程で有利であった。一方、小額の均等出資に近い殖鱗社では、こうした配慮は必要なかったのであろう。

ここで注目しておきたいのが、この有限責

任の要素である。本稿で取り上げた士族授産企業の内、有限責任制を採用していたのは、第一百国立銀行とセメント製造会社であった。この両社とともに、企業勃興期以降においても持続的成長を遂げ、後には士族授産企業から脱皮し発展していくことになる。その意味で言えば、有限責任制度の有無こそ、その後の企業発展を規定する重要な要素ではなかったかと考えられる。

このように山口県では木綿聚社以来の経験の積み重ねが士族間で共有されつつ、次第に整備された「会社」制度が構築されていった。不十分な企業組織が、試行錯誤の積み重ねを通じて次第に完成に近い株式会社組織に収斂していく状況こそ、まさに過渡期における企業組織の性格の一端を示すものであった。

山口県では士族授産企業の創業にあたって、就産所や協同会社が金融支援を行っており、創業期のセメント製造会社では双方からの融資が極めて重要な役割を果たした。こうした山口県独自の金融支援機関の存在や、山口県出身の明治政府高官や官僚からの情報提供、さらには指導者等の派遣などの支援は、山口県の士族授産企業が創成される過程で、他県には見られない独特の有利性を生み出していたといえよう。

また、山口県の士族授産企業は、セメント製造会社規則の第1条にある「同族同志」との文言が端的に示しているように、藩政期までは同僚であった旧藩ごとの士族グループによって、株式の調達が行われていた。木綿聚社・第一百国立銀行・セメント製造会社・殖鱗社の間では、株式の相互持ち合いも確認することができ（表2・表6）、これらは旧藩以来の紐帯としての士族の人的ネットワークに依拠したものである。この人的ネットワークは山口県内のみにとどまらず、明治政府の長州閥の高官や官僚にまで及んでいたのが、山口県の大きな特徴である。こうした人的ネットワークが、士族授産企業の創設や運営にあたっても有利に働いていた点は、他県の士族授産企業ではあまり見られなかった山口県の特徴であり、セメント等の新産業が本県に定着する背景でもあった。

本稿が考察の対象とした近代移行期を経て、1880年代の半ばから日清戦争の開始前後までに、山口県においても企業勃興をともなった「会社」制度の確立期を迎え、「地方の時代」が到来する。今後は、同県域における「会社」制度の確立期について、株式会社を中心とした個別事例から考察を深めていくことを課題としたい。

【注】

- 1) 洪沢栄一が唱えた「合本」については、橘川武郎・パトリック・フリデンソン編著『グローバル資本主義の中の洪沢栄一～合本キャピタリズムとモラル～』東洋経済新報社、2014年を参照されたい。
- 2) 1871年に設立された士族授産結社としては、旧佐倉藩士族による相済社や同協社などがあり、この頃から旧藩単位に各地で作られていった（鈴木淳『日本の歴史 20 維新の構想と展開』講談社、2010年、153頁）。
- 3) 吉川秀造『士族授産の研究』有斐閣、1935年。同著『全訂改版 士族授産の研究』有斐閣、

1942年。本稿では、『全訂改版 士族授産の研究』に依拠した。

- 4) 落合弘樹『明治国家と士族』吉川弘文館、2001年、桐原邦夫「士族授産事業論序説～明治維新と士族の役割～」、丹野清秋編著『地域社会の歴史と構造』御茶の水書房、1998年、矢部洋三『安積開墾政策史』日本経済評論社、1997年、宮本利行・北原かな子・肥田野豊・北原晴男「青森県における士族授産と津軽藍産業への試み」（『弘前大学教育学部紀要』第87号、2002年）。
- 5) 岡本幸雄『士族授産と経営～福岡における士族授産の経営史的研究～』九州大学出版会、2006年。また、岡本に前後して発表された士族

- 授産に関する研究としては、布施賢治『下級武士と幕末維新～川越・前橋藩の武術流派と士族授産～』（岩田書院、2006年）、落合功「士族授産の一考察～広島県同進社を例として～」、相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、2008年等がある。
- 6) 高村直助『会社の誕生』吉川弘文館、1996年、36～39頁。
- 7) 国立銀行の大半も士族授産企業であり（鈴木、前掲書、257頁）、西洋から移植された企業組織の中で、株式会社について本稿では、オランダ東インド会社を始めた株式会社発生史に関わる一連の研究から大塚久雄によって導き出された、次の要素を含むものを株式会社とする（大塚久雄『大塚久雄著作集 第1巻 株式会社発生史論』岩波書店、1969年、24頁を参照）。①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性の4点である。このうち永続性については、「一定期間の持続性」（高村、前掲書、42頁）と理解し、4点の中でも特に①を決定的指標とする。なお、わが国における大塚以外の上田貞次郎・増地庸治郎・馬場克三等の株式会社論について詳しくは、正木久司『株式会社論』晃洋書房、1990年を参照されたい。
- 8) 山口県文書館所蔵（戦前A総務93）。
- 9) 山口県下の士族授産の結社としては、旧岩国藩士族を対象とした義成堂（のち義濟堂）が、1873年に創設されている。しかしながら同堂は旧藩主吉川家の家政機関的な色彩が強く、本稿において考察の対象としている合本形式の企業（株式会社）とは言い難いため、本稿では取り上げなかった。なお、同堂については、藤重豊「周防岩国義濟堂の創設～廃藩置県後における旧岩国藩主吉川家の動向～」、『山口県地方史研究』第22号、山口県地方史学会、1969年、義濟堂編『義濟堂百年史』義濟堂、1974年を参照されたい。
- 10) 吉川、前掲書、516頁。
- 11) 中村尚史『地方からの産業革命』名古屋大学出版会、2010年。
- 12) 中村、直前書、336頁。
- 13) 士族授産の経緯については主として、吉川、前掲書を参照した。
- 14) 岡本幸雄、前掲書、第1章。
- 15) 山口県総務部統計課編『山口県の統計百年』山口県、1968年、145頁。
- 16) 協同会社について詳しくは、小林茂『長州藩明治維新史研究』未来社、1968年を参照されたい。また、協同会社を先駆的企業との観点から取り上げた論考に、拙稿「近代移行期からの地域経済の展開と企業の形成～長州・山口県域の事例を中心として～」（『地域文化研究』第20号、梅光学院大学、2011年）がある。
- 17) 山口県企画部広報課編『山口県文化史年表』山口県、1968年、195頁。
- 18) 「授産局章程」（山口県編『山口県史 史料編 近代1』山口県、2000年）、501頁。
- 19) 直前書、同頁。
- 20) 「就産会議」（山口市編『山口市史 史料編 近代』山口市、2012年）、188～191頁。
- 21) 山口銀行編『山口銀行史』山口銀行、1968年、32頁。
- 22) 記念図書編纂委員会編『萩乃百年～明治維新以後のあゆみ～』萩市、1968年、176頁。
- 23) 直前書、176～178頁。
- 24) 山口県の国立銀行に関する先行研究としては、津守金次郎「国立銀行の創設と山口県」（『徳山大学総合経済研究所紀要』第13号、1991年）がある。同論考では、その多くが、前掲『山口県政史』上や『山口銀行史』からの引用に留まっており、実証水準としては両書を超えていない。また、同論文では第百三国立銀行の株主を、『山口県政史』上（185頁）からの引用で、全員旧岩国藩士族としているが、同行の株主は本稿でも述べているように、族籍が士族でないものも含まれている。
- 25) 「明治十一年 国立銀行一件控」（山口県文書館所蔵、戦前A 総務288）。なお、改正国立銀行条例と改正国立銀行成規については、『明治九年 法令全書』内閣官報局によった。
- 26) 桂芳樹『岩国藩財政史の研究』岩国徴古館、1986年、1頁。
- 27) 村本照三編『明治四年廃藩 旧岩国藩御家人帳』岩国徴古館、1995年、1～2頁。
- 28) 第百十国立銀行についての記述は主として、前掲『山口銀行史』を参照。
- 29) 拙稿「国立銀行の資本金額に関する一考察～山口県の事例を中心として～」（『山口県地方史研究』第77号、山口県地方史学会、1997年）を参照。
- 30) 前掲『山口県政史』上、44頁。
- 31) 井上馨侯伝編纂会編『世外井上公伝』第3巻（復刻）、マツノ書店、2013年、569～570頁。
- 32) 前掲『山口県政史』上、183～184頁。
- 33) 前掲『世外井上公伝』第3巻（復刻）、570頁。
- 34) 「諸会社製造所表」（『井上馨関係文書698-17』国立国会図書館所蔵）による。この表は、萩を中心とする山口県阿武郡内の諸会社についてまとめられたものである。
- 35) 前掲『山口県史 史料編 近代1』、73頁。
- 36) 殖鱗社に関する本稿の記述は、「殖鱗社創立仮

- 規則」(『品川弥二郎関係文書1303』国立国会図書館所蔵)による。
- 37) 奥谷松治『品川弥二郎伝』(復刻)、マツノ書店、2014年、360頁。
- 38) 前掲『山口県政史』上、164頁。
- 39) 前掲『萩乃百年』、179頁。
- 40) 宮本又郎は「株式会社制度の根幹ともいえるべき有限責任制について(中略)西洋の会社制度の消化が容易ではなかった」(『第2章 市場と企業』(宮本又郎・粕谷誠編著『講座 日本経営史 1経営史・江戸の経験 1600～1882』ミネルヴァ書房、2009年、69頁)と述べているが、山口県についても同様なことがいえよう。
- 41) 下関市史編修委員会編『下関市史 藩制～明治前期』下関市、1964年、685頁。
- 42) 長府毛利家編『毛利家乗 十八』防長史料出版社、1975年、1884年11月の条と1890年4月の条。
- 43) 豊永長吉については、拙稿「明治期の企業家豊永長吉の事業活動に関する一考察」(『山口県地方史研究』第80号、山口県地方史学会、1998年)を参照されたい。
- 44) 我部政男編『明治十五年・明治十六年地方巡察使復命書』下、三一書房、1981年、1754頁。なお、同書には1883年の巡察となっているが、同社が設立されたのは翌1884年であり、社名も同書には「士族就産義社」とあるが、正しくは「豊浦士族就産義社」である。
- 45) 藤津清治「『セメント製造会社』と株式会社」(藤津清治・向井武文・河野重栄・森本三男編著『経営と管理』中央経済社、1973年)。なお、同社に関しては多くの先行研究があるが、それらの先行研究を纏めた論考もある(拙稿「企業研究史に関する一考察～小野田セメントを事例として～」、『山口県地方史研究』第84号、山口県地方史学会、2000年)。また、近年の研究成果としては、創業から明治期の同社について笠井の企業家活動に焦点をあてて考察した、拙稿「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」(『エネルギー史研究』第26号、九州大学記録資料館、2011年)やイノベーションをキーワードにして同社の創業事情を考察した、米倉誠一郎「明治における二重の創造的対応:士族授産企業『小野田セメント』の事例から」(『同志社商学』第63巻第5号、2012年)がある。
- 46) 「セメント製造会社第二回報告」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)。
- 47) 前掲「笠井順八氏直話」による。
- 48) 藤津清治、前掲論文「『セメント製造会社』と株式会社」、254頁。
- 49) 藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」(『一橋論叢』第59巻第6号、1968年)690頁、吉田祥朔、前掲書、102頁。
- 50) 拙稿、前掲論文「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」の「表3 所有株別株主分布状況」による。
- 51) 本稿で使用したセメント製造会社規則は、「セメント製造会社規則」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)による。
- 52) 田丸祐輔「明治初期における株主総会と株主の地位～少数株主保護に関する準備的考察～」(『一橋法学』第11巻第2号、2012年)を参照。
- 53) 前掲「笠井順八氏直話」、前掲『世外井上公伝』第3巻(復刻)、605～618頁。